



みなさんの元気を支えます

～地域包括支援センター～

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心した生活が続けられるように支援を行う総合機関として、市町村が設置しています。

適切な 介護予防のために

介護予防サービスのケアプラン作成や効果の評価などを行います。



様々な問題を 解決するために

介護以外にも高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつなぎます。



地域包括支援センターでは、
こんなことを行います



高齢者みなさんの 権利擁護のために

虐待防止や虐待の早期発見などで高齢者の権利擁護に必要な援助を行います。



いつでも必要な サービスが 提供されるために

ケアマネジャーさんの指導など
後方支援を行います。



いきいきとした毎日をお手伝いする地域包括支援センター

◎地域包括支援センターの役割

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けていくためには、できる限り介護が必要な状態とならないようにサービスを適切に確保するとともに、介護が必要になってもみなさんの要求や心身の状態の変化に応じてサービスが切れ目なく提供される体制が必要です。

地域包括支援センターは、このような体制を支える中核機関です。また、どのようなサービスを利用したらよいかわからない方に対して、その要求に適切に対応できる総合窓口としての役割も担っています。

地域包括支援センターの職員は

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職です。これらの専門職が連携して業務に取り組みます。



利用者・地域住民

様々な相談

要求把握

包括的・継続的支援

地域における
社会資源を
ネットワーク化

総合的な窓口

具体的な業務

●介護予防ケアマネジメント～適切な介護予防のために

要介護認定において要支援1・2と判定された方や介護や支援が必要になるおそれのある方を対象にしています。

介護が必要な状態になることを予防するために行われる「介護予防サービス」*の適切な実施のために、サービス利用計画（ケアプラン）の作成を行い、サービス実施後に効果を評価し必要に応じてメニューの見直しを行います。

*介護予防サービス・・・高齢者のみなさんが、介護が必要な状態になることを予防し、いつまでも自分らしくいきいきと生活していくことを目的として実施される、筋力向上、栄養改善、口腔機能の向上などのサービスです。



●総合相談支援～様々な問題を解決するために

全ての高齢者のみなさんに関する様々な相談を受け付けます。

高齢者のみなさんやその家族、地域住民の方などから様々な相談を受けて、また、高齢者のみなさんのお宅を個別訪問して、どのような支援が必要かを把握し適切なサービスにつなぎます。



●権利擁護～高齢者のみなさんの権利擁護のために

全ての高齢者のみなさんを対象に、権利や安全を守るお手伝いをします。

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度**の活用などにより、高齢者のみなさんの権利を擁護します。

**成年後見制度・・・認知症などにより判断能力が不十分な方について、契約の締結を行う代理人の選任や、本人が誤った判断により契約を締結した場合に取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度です。



●包括的・継続的ケアマネジメント～いつでも必要なサービスが提供されるために

介護に携わる方々を対象に、充実したケア体制を作るための指導や助言などを行います。

高齢者のみなさんの心身の状態やその変化に合わせて、とぎれることなく必要なサービスが提供されるようにケアマネジャーさんへの指導・助言や、医療機関など関係機関との調整を行います。

専門職が
連携して
取り組みます

保健師
社会福祉士
主任
ケアマネジャー

実態・状況を把握し
必要なサービスに
つなぎます

・マネジメント
・モニタリング
・評価など



地域包括支援センター